

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報  
通信機械器具製造業最低賃金専門部会（第3回）議事要旨

開 催 日 時	令和5年10月13日（金） 午後2時00分 ～ 午後4時45分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席1名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名	定数3名
主 要 議 題	(1) 金額審議について (2) その他		
議 事 要 旨	<p>(1) 金額審議について</p> <p>○労働者側より41円引上げ960円の提示。 根拠は、地域最賃との優位性は下がるが保たれることから。</p> <p>○使用者側より37円引上げ956円の提示。 根拠は、仙台市の消費者物価指数の上昇率（前年同月比）4.0%を引上げ率としたもの。</p> <p>○公益委員見解 40円引き上げ959円とする 発効日は令和5年12月15日、指定発行とする を示した。</p> <p>なお、見解は、以下の事項を総合的に勘案して決定したものである</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域別最賃の引き上げ額を十分斟酌したこと、</li> <li>・ 8月の宮城県（仙台市）の消費者物価指数が4.0%であること（+37円）。</li> <li>・ 業種別鉱工業生産指数において、電子デバイス、情報通信業の指標が低迷していること（資料6-V-36頁）。</li> <li>・ 基礎調査における影響率が他の特定最賃業種と比べて、著しく高いこと（資料3-1-8頁：電子：20%台、自動車：6%台）。</li> <li>・ 地賃との優位性を確保すること、など</li> </ul> <p>○労使ともに公益委員見解に同意し、全会一致となった。</p> <p>(2) その他 事務局より、今後の日程等について説明があった。</p>		